

違反是正事例（事例 4－7）

テーマ

＜ 罰金刑確定後も違反が継続した事例 令和8年度 ＞

（告発・罰金刑・建物明渡訴訟）

- 告発後、起訴され罰金刑となった対象物の占有者が、その後も営業を続け、退去を求める所有者との間で民事訴訟となり、違反是正まで長期間を要した事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 用 途 | 物品販売店舗 |
| (2) 構造・規模 | その他構造 地上2階 全階無窓階
延べ面積 385 m ² |
| (3) 消防用設備等 | 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯
※ 消火器、誘導灯以外は未設置 |
| (4) 管理権原者等 | 所有者 A（個人所有）
占有者 B（個人事業主） |

【本件事案の主な経過】

平成29年11月	屋内消火栓設備、自動火災報知設備未設置による警告（A・B宛）
平成30年10月	消防用設備等の設置命令（A宛）
令和元年10月	Aを告発
令和2年12月	罰金刑確定
令和3年6月	AによるBに対しての建物明渡訴訟開始
令和4年11月	和解成立（Bの建物退去期限、令和6年3月末）
令和6年3月末	B建物退去により違反是正

1. 違反処理の概要

(1) 過去の指導経過

当該対象物は、昭和60年の消防同意時には、消火器、非常警報設備、誘導灯が設置義務対象に該当し消防同意を受けていたが、300 m²未満であったため、消防設備の検査は実施していなかった。当該消防本部では、平成元年から平成17年まで、数回の立入検査を実施しいくつかの軽微な違反に対する指導を行っていたが、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設置義務はなかった。

(2) 違反の確認

平成22年の立入検査で、Bが増築したことによる面積の増加及び開口部を封鎖したことによる全階無窓階への変更が判明する。これにより屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設置が必要となるが、当該消防本部は違反処理に移行できていなかった。

(3) 違反処理から命令まで

当該消防本部では、平成 30 年度からの違反公表制度の開始を控え、本格的な違反処理に平成 27 年度から取組み始め、本対象物も違反処理の対象となり、平成 29 年に警告を実施、平成 30 年には命令を発令したが違反は是正されなかった。

(4) 名宛人の検討

命令書等の名宛人は固定設備の設置命令のため A としたが、当初、改修の指導は B にしていた。当該消防本部としても B が是正指導は自身にするように主張していたことや、違反発生の経緯としても占有者による増築や開口部の変更の問題が大きいことから、当初は B に対しての指導が適当と考えており、警告書も A だけでなく B に対しても交付している。

しかし、B 自身は消防の指導には全く理解を示さず非協力的であった。

(5) 関係者の動向

ア A は、毎月数十万円の賃料をもらっていたため、B に立退きを言い出せなかった。

また、建物管理をすべて B に任せており、「お店のことは B に言ってくれ。」と言うだけで、A の当事者意識は、極めて希薄であった。そのため A は、設備設置等の是正措置に対して主導権を握ろうとしない状態であった。

イ B は、盗難に複数回遭っていることを理由に、有効な開口部確保に全く理解を示すことはなく、さらに「火災発生の確率が低く、小規模店舗のため自動火災報知設備設置の必要はない。」等と持論を主張していた。

また、管理については任されているため、設備設置等の是正指導は自分にするよう言い、A に気を遣う様子を見せていたが、これも A から立退きや契約破棄を言われなかったためでもあると思われた。

2. 告発から違反是正まで

(1) 告発書の提出

当該消防本部は、令和元年 10 月に A に対する告発書を管轄警察署へ提出している。告発書については、事前に警察へ相談し、これまでの詳細な見分及び調査資料を準備していたことからスムーズに受理された。

(2) 報道発表について

報道発表について当該消防本部では、今回は A を告発しているが、B 側からのクレームや訴訟提起のリスクも生じてくることが懸念されたほか、警察から「捜査の前の報道発表は控えてほしい」との要請があったことから、警察捜査が終わるまでは報道発表することを控えることにした。

なお、警察捜査後に再度、報道発表を検討したが、告発書の提出から半年以上の時間が経過しており、時期を失したこと及び警察の立場を考慮し、報道発表は行わなかった。

(3) 罰金刑の確定

令和 2 年 12 月簡易裁判所により、消防法違反による罰金 30 万円の略式命令が A に対して下された。

(4) 罰金刑確定から建物明渡訴訟の開始

ア 罰金刑確定後もBは営業を続けていたため、Aは不動産会社Cに紹介された弁護士に依頼し、Bに対して、まずは口頭で退去通告をしたのち、書面通告を行った。そして書面を通して退去しなかったため、建物明渡請求の民事訴訟を開始した。

イ 当該消防本部は罰金刑確定後も違反が是正されないため、①使用停止命令、②再命令後の再告発の2つについて検討したが、①については、営業の状況については何も変わっておらず、火災危険性や緊急性が増大した訳でもないこと及び設備設置命令に従わない者がより強い措置命令である使用停止命令に従うとは考えられなかったため、発令は控えた。

また、②については、再告発までの事務処理が少なくとも1年以上かかる見込みである一方で、民事訴訟の訴訟確定平均期間が10か月半であること、Aが依頼した弁護士から1年程度で決着がつく見込みであると説明を受けていたことから、再告発の前に民事訴訟が終了する可能性が高いと判断し、訴訟の経過を見守ることとした。

(5) 和解の成立

令和3年6月、裁判が開始されたが、コロナ禍ということもあり訴訟開始まで罰金刑確定から半年以上経過していた。その後、令和4年11月末にAとBの間に和解が成立し、Bが対象物から退去することが決まったが、和解内容の退去期限は「令和6年3月末」であった。

(6) 違反の是正

Bはギリギリまで退去しようとせず、令和6年3月末の退去期限によりやく建物から退去した。これにより違反が是正されたが、警告から約6年以上もの期間が経過していた。

(事例 4－7) グループ検討

テーマ < 罰金刑確定後も違反が継続する対象物に対する違反処理 >

1. 違反処理について

本事案のように、建物全体を占有している者が違反の原因となる増築、窓の封鎖等を行った場合、所有者と占有者のどちらに対して指導を行うか検討してください。

2. 報道発表について

本事案では、報道発表を行いませんでしたが、各消防本部では同様の事案があった場合に報道発表を実施するか検討してください。

また、報道発表を実施した場合の報道発表のタイミング、報道発表内容等について検討してください。

3. 刑罰確定後の対応

本事案のように、刑罰が確定後も、違反が継続している場合の対応について検討してください。

4. 関係者への指導

本事案のように民事訴訟が行われる等、違反の是正まで長期間要することが明白な場合、各消防本部ではどのように対応するのか検討してください。

また、本事案では、和解成立から違反の是正までの間、1年以上経過していますが、その間の関係者への指導についても検討してください。

5. 捜査機関との連携について

各消防本部における捜査機関との連携体制、連携要領、留意点等について検討及び意見交換をしてください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討